

改 正 後	現 行
<p>(国に納付する手数料の額)</p> <p>第一条 特定複合観光施設区域整備法(以下「法」という。) 百三十三条第一項の規定により国に納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 法第二百三十三条第一項第一号に掲げる者のうち法第四百九条(法第五百十条第二項において準用する場合を含む。第三号イにおいて同じ。)において準用する法第四十二条第三項の再交付を申請する者 当該再交付一件につき九千七百円</p> <p>二 法第二百三十三条第一項第三号に掲げる者 次のイからハマで掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハマまでに定める額</p> <p>イ 法第五百十八条第三項において準用する法第一百八条第一項の承認を申請する者 当該承認一件につき、五千七百円に当該承認に係る法第五百十八条第三項に規定する確認特定力ジノ関連機器等製造業務等従事者の数を乗じた額及び三千五百円の合計額</p> <p>ロ 法第四百七条第一項(第一号に係る部分に限り、法第五百十条第二項において準用する場合を含む。)の承認を申請</p>	<p>(国に納付する手数料の額)</p> <p>第一条 特定複合観光施設区域整備法(以下「法」という。) 百三十三条第一項の規定により国に納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(新設)</p>

する者 当該承認一件につき七万千三百円

ハ 法第四百七十七条第一項（第二号に係る部分に限り、法第五百十条第二項において準用する場合を含む。）の承認を申請する者 当該承認一件につき八万八千七百円

三 法第二百三十三条第一項第四号に掲げる者 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 法第四百九条において準用する法第五十二条第一項の認可を申請する者 当該認可一件につき一万二千円

ロ 法第四百十八条第二項（法第五百十条第二項において準用する場合を含む。）の認可を申請する者 当該認可一件につき一万九千二百円

四 法第二百三十三条第一項第五号に掲げる者（次号に掲げる者を除く。） 法第五百十一条第一項又は第二項の検定（以下「検定」という。）一件につき、次のイ及びロに掲げる額の合計額に二万二千二百円（検定のうちカジノ関連機器等輸入業者に係るものにあつては、二万三千元）を加えた額

イ・ロ (略)

五 (略)

六 法第二百三十三条第一項第六号に掲げる者 検定一件に必要な試験につき、第四号イに掲げる額

2 (略)

3 第一項第二号ハに掲げる者に係る承認の申請について、カジノ管理委員会が、カジノ関連機器等製造業の許可又はカジノ関連機

(新設)

一 法第二百三十三条第一項第五号に掲げる者（次号に掲げる者を除く。） 法第五百十一条第一項又は第二項の検定（以下「検定」という。）一件につき、次のイ及びロに掲げる額の合計額に二万二千二百円（カジノ関連機器等輸入業者に係る検定にあつては、二万三千元）を加えた額

イ・ロ (略)

二 (略)

三 法第二百三十三条第一項第六号に掲げる者 検定一件に必要な試験につき、第一号イに掲げる額

2 (略)

3 第一項第一号及び第二号に掲げる者に係る検定の申請について、カジノ管理委員会が、電磁的カジノ関連機器等を製造し、及び

器等外国製造業の認定に係る製造所の構造又は設備が、法第四百十五條第一項第五号（法第五百十條第二項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合するかどうかを審査するため、その職員を、当該製造所の所在地に出張させる必要があると認める場合における手数料の額は、前二項の規定にかかわらず、第一項第二号ハに掲げる者について前二項の規定により算出した額に、それぞれ次に掲げる額の合計額を加えた額とする。

一 職員二人が当該出張をすることとした場合における国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の規定により支給すべきこととなる旅費の額に相当する額（次号及び第五項において「旅費相当額」という。）

二（略）

4 前項の規定は、第一項第四号及び第五号に掲げる者に係る手数料の額について準用する。この場合において、前項中「承認」とあるのは「検定」と、「カジノ関連機器等製造業の許可又はカジノ関連機器等外国製造業の認定に係る製造所の構造又は設備が、法第四百十五條第一項第五号（法第五百十條第二項において準用する場合を含む。）に掲げる基準」とあるのは「電磁的カジノ関連機器等を製造し、及び検査する設備等が、法第五百十一條第三項第二号に規定する基準」と、「当該製造所」とあるのは「当該設備等」と読み替えるものとする。

5 第三項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、当該職員は一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法

検査する設備等が、法第五百十一條第三項第二号に規定する基準に適合するかどうかを審査するため、その職員を、当該設備等の所在地に出張させる必要があると認める場合における手数料の額は、前二項の規定にかかわらず、第一項第一号及び第二号に掲げる者について前二項の規定により算出した額に、それぞれ次に掲げる額の合計額を加えた額とする。

一 職員二人が当該出張をすることとした場合における国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の規定により支給すべきこととなる旅費の額に相当する額（次号及び次項において「旅費相当額」という。）

二（略）

（新設）

4 前項の場合において、当該職員は一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第一イの行政職俸給表

律第九十五号) 別表第一イの行政職俸給表(一)に掲げる職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算することとし、旅行日数その他旅費相当額の計算に関し必要な細目は、カジノ管理委員会規則で定める。

(国に納付する手数料の納付方法)

第二条 前条の手数料は、同条第一項第一号から第三号までの申請又は検定の申請に係る書類に当該手数料の額に相当する収入印紙を貼って納付しなければならない。ただし、カジノ管理委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(指定試験機関に納付する手数料)

第三条 法第二百三十三条第二項に規定する者が同項の規定により指定試験機関に納付しなければならない手数料の額は、検定一件に必要な試験につき、第一条第一項第四号イに掲げる額に十二万九百円(電磁的カジノ関連機器のうちカジノ管理委員会規則で定めるものに係る試験にあつては、六万九千円)を加えた額とする。

2 (略)

(一)に掲げる職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算することとし、旅行日数その他旅費相当額の計算に関し必要な細目は、カジノ管理委員会規則で定める。

(国に納付する手数料の納付方法)

第二条 前条の手数料は、検定の申請に係る書類に当該手数料の額に相当する収入印紙を貼って納付しなければならない。ただし、カジノ管理委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(指定試験機関に納付する手数料)

第三条 法第二百三十三条第二項に規定する者が同項の規定により指定試験機関に納付しなければならない手数料の額は、検定一件に必要な試験につき、第一条第一項第一号イに掲げる額に十二万九百円(電磁的カジノ関連機器のうちカジノ管理委員会規則で定めるものに係る試験にあつては、六万九千円)を加えた額とする。

2 (略)